

第6回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年11月6日（月）11:33～11:57
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、長谷川幸洋（座長代理）、
林いづみ、吉田晴乃
 - （専門委員）齋藤一志、三森かおり
 - （政府）梶山大臣
 - （事務局）窪田次長、福島次長、佐脇参事官
 - （ヒアリング出席者）有限会社クリタ園芸：栗田代表取締役社長
のりす株式会社：互代表取締役社長

4. 議題：
 - （開会）
農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の推進について
（農業者からのヒアリング）
 - （閉会）

5. 議事概要：

○佐脇規制改革推進室参事官 引き続きまして第6回「農林ワーキング・グループ」を実施いたします。

農業のほうでございまして、藤田専門委員、本間専門委員、渡邊専門委員は本日、御欠席でございます。

進行は引き続き長谷川座長代理にお願いいたします。

○長谷川座長代理 ありがとうございます。議題2としまして「農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の推進について」お話を伺います。

本日お越しいただきましたのは、有限会社クリタ園芸代表取締役社長の栗田様。のりす株式会社代表取締役社長の互様です。本日はありがとうございます。

本日は皆様から御説明いただき、御説明を伺った後で意見交換をしたいと考えております。なお、時間が限られておりますので、大変恐縮でございますけれども、御説明時間は各5分程度でお願いいたしたいと思っております。

それでは、栗田様より御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○栗田代表取締役社長 栗田でございます。よろしくお願いいたします。

時間が少ないようでございますから、レジュメを見ていただければ御理解いただけると

思いますので、いきなり本題に入らせていただきます。

資料の3ページをお開きいただきたいのですが、いきなり固定資産の話に入ります。

私の住んでいる山形県の新庄市は、積雪が例年1メートル50センチ前後の豪雪地帯になるわけですが、私の農業を営んでいる地域の課税評価水準の説明から入ります。一般の宅地ですが、平米当たり4,670円。宅地の中の農業用施設用地が2,079.9円でございます。農地の中の水田が89.9円、畑地が34円となっております。

これをもとに具体的に話をしますと、私の住んでいる自宅の周辺の畑地を使ってパイプハウスを建設して、鉢花生産を私はやっていますので、そこで鉢花生産をしますと、普通の農地の34円の評価で鉢物生産ができることとなります。ただし、少し利便性を考慮して全面コンクリートにしますと、いきなり宅地地目になりまして、農業用生産施設用地になるということで2,079.9円になります。

したがって、評価額が一番下のB：Dになりますけれども、数字が少し間違っていますが、61.17倍という評価額の基準になります。そうしますと、固定資産税というのは御存じのとおり、一律評価額×1.4%が課税額になりますので、61倍の固定資産税になります。当然コンクリートすることによっていろいろな意味で利便性が増したり、収量が多少上がったという効果はあるわけですが、61倍の付加価値を果たしてコンクリートすることによって生むかということ、とんでもないことではございまして、これが現行の固定資産税評価なんだということです。

しからば、何でそんな高額な固定資産税を払ってまで全面コンクリートにするかという本題の話に入りますけれども、資料の一番最後になります。農業に限らず、いろいろな意味で二極分化が進んでいるのは御存じのとおりでございますが、農業面においても中小の規模の小さい農家ほど、どんどん廃業をしまして、法人クラスの企業的経営をするような規模の大きい農家のウエートが非常に高くなっているというのは言うまでもございせんが、園芸農業においてもまさにそのとおりでございます。企業的経営を模索すればするほど生産者である以上、品質の追求は最も大事な要素になってまいります。幾ら立派な大学を出ようが、あるいは経理能力があろうが、営業力があろうが、品質が悪かったら話になりません。したがって、企業的な経営を模索すればするほど品質の追求というのは大事な要素になってきます。

品質の追求をする際に、床が土間であって日々水やりするわけですから、泥の中で作業をするようなことでは決して品質がいいものは望めません。特に施設内の湿度が高くなって、非常に病害の発生が出やすくなります。それと鉢物と言えども連作障害は出ます。大体始めて3年目ぐらいになりますと、非常に病気が多発するようになります。そんなことを避けるためには全面コンクリートは不可欠だと思っております。

2点目ですけれども、コスト追求。これも企業的経営を模索すればコスト追求というのは当たり前のことではございまして、同じものを生産するのであれば、他のどの産地よりも1円でも安いコストで仕上げる。これは至上命題になってくるのは言うまでもございませ

ん。そうなりますと、泥の中を一輪車を押して歩くような作業体系でいいのかということになりますと、決してそれはそうでないわけですから、コンクリートというのはそういう意味からも不可欠だと思っております。

3つ目になりますけれども、これも企業経営を追求すれば当たり前のことなのですが、優秀な人材確保と育成、定着というものを除いては農業経営の将来はないと私は思っておりますので、そういう観点からしても、やはり土間で長靴を履いて作業をやるというのは、まさに時代おくれ以外の何物でもないと考えておまして、この3点の面から高額な固定資産税が伴ってもコンクリート農業せざるを得ないということで、私は平成14年から全面コンクリートで農業を営んでいるということで、この件に関しては非常に前から声高々に言ってきた者の一人だということでございます。

この件を検討する際に重要なことは、今後の日本の農業のあるべき姿の観点で議論することは非常に大事だと思います。現在どうなっているかということだけではなくて、一旦、法的な効力を持ちますと、基本的に数十年この法律が施行されていくことになるわけですから、今後の日本の農業、園芸農業のあるべき姿を考えて、どうあるべきなのかということも議論していかないとまずいのではないかとというのがもう一点。

最後になりますが、世界の中で園芸先進国の現状はどうなっているかという観点から見ますと、園芸農業であれば言うまでもなくオランダが先進地だと私は思っておりますし、10回ほど私もオランダに行っていますけれども、オランダの農業というのとはとにかく土地に対する愛着が違います。国土の4分の1が干拓地で、自分たちがつくった国土だという意識が非常にオランダの場合は高く、その農地を荒らさないために露地の場合は違いますけれども、施設園芸に関しては1滴の排水も地下浸透させない。1滴の肥料も農薬も地下浸透させてはだめだというのがオランダの農業の大前提になっています。私はオランダの農地法は詳しくわかりませんが、それが当たり前のようになっていますので、そういう先進的な例も考慮に入れていく必要があるだろうと思います。

最後になりますが、もしこの検討がなされて、結果的に、全面コンクリートをやってもこれからは農地として認めますよと、もしなった暁の話をしますけれども、例えば私のように数十年前から宅地評価、地目が宅地になって農業をやっている者が救われないような方向にはならないように、ひとつよろしくお願ひしたい。既に終わったものであっても、本来の農地に戻せますよということもぜひお願ひしたいということで終わりにします。ありがとうございました。

○長谷川座長代理 ありがとうございました。

それでは、続いて互様より御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○互代表取締役社長 初めまして。埼玉県から来ました互と申します。

今、栗田社長がお話になったことと重複するところが多々あると思ひますが、弊社の説明をまずさせていただきます。

お手元の資料の1～3ページ目は弊社の概要になっておりますので、飛ばさせていただきます。

きます。

4 ページ目、弊社においてグループ化を図りまして、私の父がつくった会社ですと中井農産センターは現状、水田だけで120ヘクタールほど経営をしております。4 ページ目のグループに関しても、水田のほうが多々見受けられますし、また別にグループ内において現状、5 ページ目等見ていただければわかると思うのですが、小松菜、ネギ、その他野菜等を出荷しております。

現状で問題になっているのが、先ほど言った農地転用です。農地を転用しますと栗田社長のところよりうちのほうが課税率が高いので、かなりの課税率がかかってきます。しかし、出荷する際に先ほど言ったように連棟をつくりまして、その中に舗装をします。これは宅地並み課税になります。ただ、作業上、コスト低減を考えますと、先ほど言ったように一輪車で一々きちんとしたところまで出して物事をしていたのではコスト低減にはなりませんし、栗田社長が言ったように若い子たちも育ってきません。汚い、汚れる、嫌だということで後継者が皆さんも御存じのとおり大変少なくなっております。ただ、うちのグループにおいては平均年齢が40歳前後ということで、若い子たちが大変頑張っておりますので、今後このような逆に言えば負の遺産、国が推し進めていらっしゃるコストの低減、また、人材の育成等々を考えますと、実際に今の農地法がプラスになっているとは思いません。

身近なところで言いますと、現状で弊社が120ヘクタール、中井農産センターが水田をやっておりますが、完全直まきができる水田ではございません。昭和33年の耕地整備なので用排水が一緒。20メートル、50メートルの1反区画。これは集積化も図ったのですが、バブル時代に農地で1億円ついたところなのでなかなか集積化が図れないのが現状だと思います。資産価値としてかなり、東京から30キロ圏内なのであると思います。

その中において能率性能を上げるのに、弊社においては育苗施設、その中に3トンのトラックを入れて1枚4キロぐらいございますが、150~160枚を積み、1工程で6~7反ほどの水田に田植えをしています。下が育苗なので水をまきます。そこに3トントラックが入れるか。絶対に無理な状況なのです。3トントラック用に毎年、下にビニールを敷いて、石を敷いて作業をしているのですが、これもコスト低減にはつながってきません。なおかつ、うちのグループで言う連棟をつかって小松菜をやっているところに舗装をしてもだめ。これで先ほどの宅地並み課税をかけられると、とてもではないが薬物はやってられません。

なおかつ、ネギにおいても今、うちのグループ内で15ヘクタールぐらい1社でやっておりますが、ネギの圃場に入る、ネギを積み入れる、うちのほうのグループで所有しています3トンの保冷車に今、手積み、手おろしでやっている場合ではないので、フォークリフトで荷物の積みおろしをします。泥の上でフォークリフトなんか全然動きませんので、これもまたマイナス要因です。

他グループにおきますと、暖房をかけます。タンクローリーが重油を持ってきます。そ

の上でタンクローリーがとてもではないけれども、舗装してくれないと入れません。ではタンクローリーがとまった道端から200リットルのドラム缶に積んでまた入れるのかというと、これも愚の骨頂だと思います。ぜひ今回、そういう面を踏まえて農地として簡単な話、全部農地だよというのではなく、もう一つ、何か1 枠つくっていただいて、先ほど栗田社長が言ったようにまた農地に戻せる。また、それを税率的に安くしていただける。

私が海外に行って見たのは、オランダで1枚2ヘクタールのトマト栽培農家を見に行ってきました。最盛期5～7人。そのほかは3～4人で回しているのです。全部舗装です。それで回せます。実際に今、日本でその規模のトマトのハウスをつくりますと、最低でも25～30人。これで今、EU各国との協定が結ばれておりますが、それにけんかをしろと言われても、私たちは到底けんかできません。

なおかつ今、人材不足というのがありました。大手コンビニや運輸業者。10年後には運輸業者の方々に関してはドライバーがいなくなるのではないかと。大手コンビニも24時間の営業をやめるのではないかと。やめようではないかと。この人手不足の中で重い荷物を押すという作業、逆に言えばそれはだめだよと言われた場合に、別に搬送機を買わなければいけない。これがお国が言っているコスト低減にはならないと思います。

人手不足の中で効率よく企業的な考え方をしますと、やはりその中においてきちんとした舗装であるとかを農地として認めるとは私は言いたくありません。では農地以外の簡単に言うとコスト低減対策の何とか農地とかいうような形をとっていただいて、そこには国民の食料を生産しているわけですので、皆さんのお力で新しい法律を決めていただければと思います。

簡単ですが、以上です。

○長谷川座長代理 ありがとうございます。

それでは、ここから質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様から御質問があればお願いいたします。林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。ただいまのお二人のお話の中で、今の農地法というのは「負の遺産である」というのを伺い、本当に言い得て妙だと思いました。

本日のテーマのコンクリート農地についてですが、互社長からは、農地以外の枠での課税対応をというお話でした。なぜこれを農地として農地並みに安くというのではなくて、農地以外の枠でということをおっしゃるのか、その理由を教えてくださいませんか。

○互代表取締役社長 私も農業委員をやっておりましたので、今の現農地法、もともとこれを覆す気はございませんし、農地として認めて、全部これが農地なんだよというよりは、税金はかなり農地に近い価格で抑えていただきたいと思います。私は思っております。

ただ、呼び方について、農地として全部呼んでしまうと語弊があると思います。そこら辺を別名枠か何かをつくっていただいて、整理しやすく、これは逆に言うと農地法の中で、今の農地というのは農地台帳で管理されております。その中において、こういう部分はこういうものだよと別枠をつくっていただいたほうが、後々の管理体制もよくなると思いま

すし、もしそこがやめたときにまた農地に戻す場合にも作業ができると思いますので、そこら辺は別の税率で高くというのではなくて、コストを考えますと先ほど言ったように栗田社長のところよりは全然うちのほうが宅地並み課税が高いので、そうしたらば農地と同等の額で、名前をちょっと変えていただければなど。そのほうが後々の農業委員等々で作業的には明確になってくるのではないかというので、そういう意見を出させていただきます。

○林委員 ありがとうございます。

「農業用施設内地」という言葉が栗田社長の資料では書かれているのですが、それとも別で、「準農地」のような別枠ということなのでしょうか。

○互代表取締役社長 そうです。逆に言うとそういう項目を設けていただかないと差別化ができないですし、弊社におきましては普通ですと、農家さんですともみすりをやった後、タンクで飛ばしてしまいますね。野焼きするというのが通常の小さい農家さんです。弊社ですとタンクがつくっております、そのタンクが大体5ヘクタールほどのもみ殻が入るようになっております、その下にリサイクル農法をやっておりますので、埼玉のアイルクリーンテックさんというところから4トンのパッカー車が来て、もみ殻を持って行って堆肥化して、それをまた水田に戻すということをやっておりますので、そこら辺を完全農地として考えるよりは、別枠として考えたほうが私は整理しやすいのではないかと思います。

○長谷川座長代理 ほかに、いかがでしょうか。

○金丸議長代理 栗田社長にお伺いしたいのですが、仮に今回、農地法の見直しが実現して、先ほど栗田社長は既に今の法律の中でやっておられて、固定資産税を高く払っていらっしゃる。お話の中に、過去にやってきた人たちにもメリットがあるようにとお話があったのですが、そこは2つあると思うのですが、あるときから新制度が導入されて、それまで払ってきたお金を返せという意味ではないということでしょうか。

○栗田代表取締役社長 そういうつもりはありません。

○金丸議長代理 そうすると、あるときから、新年度から例えば準農地か農地かわかりませんが、その新制度の対象にしてほしいという御要求と思えばいいですか。

○栗田代表取締役社長 そうです。そうでないと公平さがないと思うのです。

○金丸議長代理 わかりました。

○長谷川座長代理 ほかにいかがでしょうか。

それでは、そろそろ時間となりましたので、本日の会議はここで終了させていただきたいと思います。

最後に梶山大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○梶山大臣 本日は農地における新たな農業生産施設、設備の利活用の促進に関しまして、農業者の方々から貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

農業が成長産業になるには、今までのそういう障害をしっかりと取り払うこと、そして、

生産意欲を高めることであると思っております。農業者の高齢化や離農といった問題を解決すべく、新たな生産方式や無人化、省力化を推進していくことは、農業の競争力強化には不可欠であり、活力ある地方経済を築いていくためにも極めて重要であると認識しているところでございます。

本日の御意見を受けとめて、自分としても規制改革担当大臣として関係府省と議論をし、政府内で意見集約につながるように尽力してまいりたいと思っておりますし、私の周りにもシクラメンの農家もございますし、また、広く若手が農地を集約して水田経営をしているところもあります。そういったところも含めて若い人たちが集まるような農業にしていくために、規制改革は重要であると思っておりますので、これからもよろしくお願いを申し上げます。

○長谷川座長代理 ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇規制改革推進室参事官 次回の日程につきましては、後日、御連絡いたします。

○長谷川座長代理 それでは、本日の会議はここで終了といたします。本日はお忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございました。